

# ほうふ歴史観光推進協議会補助金交付要綱

令和4年2月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、ほうふ歴史観光推進協議会（以下「協議会」という。）が実施する事業に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定める。

(補助の対象)

第2条 この補助金は、協議会が行う歴史資源及び文化資源の活用や情報発信等に係る事業を交付の対象とする。

(補助金の額)

第3条 市長は、予算の範囲内において、協議会が行う事業に要する経費につき補助する。

(補助金の交付の申請)

第4条 協議会は、前条の補助金の交付を申請しようとするときは、ほうふ歴史観光推進協議会補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは補助金の交付を決定し、ほうふ歴史観光推進協議会補助金交付決定通知書（第2号様式）により協議会に通知する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(補助金交付の請求)

第6条 協議会は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに、ほうふ歴史観光推進協議会補助金請求書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条の規定による請求があったときは、30日以内

に補助金を交付するものとする。

(事業の追加・変更等による補助金の変更交付申請)

第8条 協議会は、事業の追加もしくは変更等により補助金変更交付を申請しようとするときは、ほうふ歴史観光推進協議会補助金変更交付申請書(第4号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金変更交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を変更交付することが適当であると認めたときは、ほうふ歴史観光推進協議会補助金変更交付決定通知書(第5号様式)により協議会に通知する。

3 協議会は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに、ほうふ歴史観光推進協議会補助金請求書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前条の規定による請求があったときは、30日以内に補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第9条 協議会は、事業を完了したときは、速やかにほうふ歴史観光推進協議会補助金実績報告書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(他の用途への使用禁止)

第10条 補助金の交付を受けた協議会は、当該補助金を他の用途に使用してはならない。

(関係書類の整備)

第11条 協議会は、事業の実施状況及び事業に係る収支について、一切の状況を明らかにする帳簿その他関係経費を整備し、10年間保存しなければならない。

(報告及び検査等)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、協議会に対し、事業の報告を求め、前条の帳簿その他関係書類若しくは事業の実施状況を検査し、又は事業の実施上必要な指示をすることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は令和4年2月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

（あて先）防府市長 様

申請者 住 所  
団 体 名  
代表者名

年度ほうふ歴史観光推進協議会補助金交付申請書

下記のとおり、ほうふ歴史観光推進事業を実施しますので、ほうふ歴史観光推進協議会補助金交付要綱第4条の規定に基づき申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 関係書類

（1）収支予算書

（2）事業計画書

（3）その他

第 2 号様式（第 5 条関係）

指令第 号  
年 月 日

様

防府市長 印

年度ほうふ歴史観光推進協議会補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、ほうふ歴史観光推進協議会補助金については、下記のとおり交付決定したので、ほうふ歴史観光推進協議会補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により通知します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 条件等

第3号様式（第6条、8条第3項関係）

年 月 日

（あて先）防府市長 様

申請者 住 所

団 体 名

代表者名

年度ほうふ歴史観光推進協議会補助金請求書

年 月 日付け指令第 号で交付決定のあった補助金について、下記のとおり補助金を交付されるよう請求します。

記

1 補助金請求額 金 円

2 振 込 先 銀 行 名

口座名義

口座番号

年 月 日

（あて先）防府市長 様

申請者 住 所  
団 体 名  
代表者名

年度ほうふ歴史観光推進協議会補助金変更交付申請書

年 月 日付指令第 号をもって交付決定を受けたほうふ歴史観光推進協議会補助金について、下記のとおり交付額を変更して交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1	事業金額	金	円
	既交付決定金額	金	円
	今回交付申請金額	金	円

2 事業目的

3 変更理由

4 関係書類

（1）事業計画書

（2）収支予算書

（3）その他

第 5 号様式（第 8 条関係）

指令第 号  
年 月 日

様

防府市長 印

年度ほうふ歴史観光推進協議会補助金変更交付決定通知書

年 月 日付で変更交付申請のあった、ほうふ歴史観光推進協議会補助金については、下記のとおり交付決定したので、ほうふ歴史観光推進協議会補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 補助金変更交付決定額 金 円



第6号様式（第9条関係）

年 月 日

（あて先）防府市長 様

申請者 住 所  
団 体 名  
代表者名

年度ほうふ歴史観光推進協議会補助金実績報告書

年 月 日付け指令第 号のほうふ歴史観光推進協議会補助金交付決定通知書に基づき、下記のとおり事業を実施したので、ほうふ歴史観光推進協議会補助金交付要綱第9条の規定に基づき、その実績を報告します。

記

- 1 事業実施報告書
- 2 収支決算書
- 3 その他関係書類